

# くもはち君ロゴマーク使用に関する要綱

令和5年2月28日

教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町(以下「町」という。)に著作権が帰属する「くもはち君」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークは、別図1のとおりとする。

(使用者等)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤又は通学している者
- (3) 町内に本店、支店、又は営業所等を置く法人
- (4) 町内に所在地を置く団体
- (5) その他教育長が適当と認める者

(使用承認の申請)

第4条 ロゴマークの使用承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用するとき。
- (2) 町及び教育委員会が使用するとき。
- (3) 教育機関が教育目的で使用するとき。
- (4) その他教育長が特に認めるとき。

(使用承認の決定)

第5条 教育長は、前条の規定により使用承認の申請があったときは、当該申請内容の使用目的及び使用方法等を審査のうえ、使用承認の可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により承認することと決定したときは、使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないことと決定したときは、使用不承認通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 教育長は、使用承認する際、次に掲げる必要な条件を付すことができる。

- (1) ロゴマークの直下に「YAKUMO HOKKAIDO」の文字を入れた別図2を使用する場合は、教育長の確認を経た八雲の木彫り熊についての説明文章を、ロゴマークを使用した物品、商品、製作物(以下「物品等」という。)に同梱又は表示すること。

(2) その他教育長が必要と認めるもの。

4 教育長は、使用承認の申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

(1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。

(2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。

(3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用され、又は利用されるおそれがあるとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。

(5) 風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定められる営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

(6) その他教育長が不適當と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークの形状を正しく使用し、形状の全部又は一部を変更してはならない。

(2) 承認を受けた目的及び方法以外に使用してはならない。

(3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸してはならない。

(4) 物品等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた使用内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用内容変更申請書（様式第4号）により、教育長の承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定により承認することと決定したときは、使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、承認しないことと決定したときは、使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、速やかに申請者へ通知するものとする。

(使用状況の報告)

第9条 使用者は、物品等を作成したときは、速やかに使用実績報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

(使用中止の届出)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用を中止し、又は第3条各号のいずれにも該当しなくなったときは、速やかに使用中止届出書（様式第8号）により、教育長に届出なければならない。

（使用承認の取消し等）

第11条 教育長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消し、使用者に対し物品等の回収等の措置を請求することができる。

- （1） 第3条各号のいずれにも該当しないことが明らかになったとき。
- （2） 第5条第4項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
- （3） 使用承認の申請内容に虚偽のあることが明らかになったとき。
- （4） 第6条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- （5） その他この要綱の規定に違反したとき。
- （6） 前5号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用方法等が著しく不適切であると認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により使用承認を取り消した場合は、速やかに使用承認取消し通知書（様式第9号）を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、前項の規定により使用承認の取消し通知書が交付された日から、ロゴマークを使用することができないものとする。

4 使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、教育長は、その賠償の責めを負わない。

（損失補償等の責任）

第12条 使用者がロゴマークを使用することにより第三者に対し、損害又は損失を与えた場合において、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関し故意又は過失により町に損害を与えたときは、これにより生じた損害を町に賠償しなければならない。

（非独占性等）

第13条 この要綱によるロゴマークの使用承認は、使用者が独占してロゴマークを使用する権利を付与するものでなく、かつ、物品等を町が推奨するものではない。

（情報の公開）

第14条 教育長は、ロゴマークの適正な管理と使用促進を図る観点から、使用承認等の状況について公開することができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

別図1



別図2



YAKUMO  
HOKKAIDO